

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（歴史的資源を活用した観光まちづくり事業）
補助対象事業 Q&A

令和5年3月30日時点

Q1：商工会議所や宗教法人、地域連携 DMO 候補法人は、対象となりますか？

A1：公募要領Ⅱ. 2. ③の「民間事業者等」に含まれるため、対象となります。

Q2：宗教法人（社寺経営）と民間企業（宿坊経営）の2団体で協議会を形成し、応募したいと考えていますが問題はありますか？

A2：問題ありません。

Q3：協議会としての申請にあたり、協議会を設立してから何年以上という条件はありますか？

A3：ありません。

Q4：社寺での体験コンテンツを提供している旅館等の宿泊施設は対象でしょうか？

A4：社寺における宿泊を対象とします。ただし、当該社寺と歴史的又は文化的に繋がりのある宿泊施設での宿泊を含みます。例えば、社寺の敷地外であるが、門前にある宿坊等が対象となります。具体的な範囲について判断に迷う場合には、ご相談ください。

Q5：座禅体験の整備は対象でしょうか？

A5：訪日外国人旅行者の体験型・滞在型コンテンツの充実・魅力向上につながるものであれば、公募要領Ⅱ. 4. (1) ②-2. キ中の「体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用」として対象となります。

Q6：寝具・家具以外の物品の購入はできますか？

A6：公募要領Ⅱ. 4. (1) ②-1. イ中の訪日外国人旅行者に対する付加価値や満足度向上に直接的に寄与すると判断されるものであれば対象となります。
具体的な範囲について判断に迷う場合には、ご相談ください。

Q7：ホームページの充実及び新規サイトのページ制作多言語対応に係る費用としてビデオカメラ、編集用パソコン等の備品類は対象でしょうか？

A7：訪日外国人旅行者の受入環境整備につながるものであれば、公募要領Ⅱ. 4. (1) ②-1. エ「ホームページ等ITを活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応に係る費用」に含まれるため対象となります。

Q8：座禅や体験を社寺で実施し、当地域内の旅館で宿泊するというコンテンツは、対象となりますか？

A8：訪日外国人旅行者の受入環境整備につながるものであれば、社寺や宿坊等で宿泊し、体験コンテンツを社寺の外で実施することは対象となります。

Q9：送迎のための車や自転車のリースは対象となりますか？

A9：二次交通対策は補助対象経費に含まれないため対象外です。ただし体験型・滞在型コンテンツの実施にあたり不可欠な場合で、公募要領Ⅱ. 4. (1) ②-2. キ「体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）に係る費用」といえる場合には、対象となります。

Q10：感染症対策対応設備とは、何を指しますか？

A10：空気清浄機やアルコール消毒液、アクリルパーテーション等の感染症対策を講じるものを指します。

Q11：「施設内における多言語案内の制作及び設置費用」は対象となるようですが、例えば、施設の出入口に多言語案内看板を設置する場合は対象となりますか？

A11：対象外となります。対象の施設は、滞在する建物のことを指し、建物内における多言語表示が対象となります。

Q12：複数項目を申請しないと該当しないなど制約はありますか。（例えば、宿坊のHP整備のみ、看板設置のみでも対象となるのでしょうか）

A12：項目の制約はなく、単独の項目のみでも対象です。ただし、訪日外国人旅行者の誘客のためには、受入環境整備及び体験型・滞在型コンテンツの充実・魅力向上の両方がそろっていることが必要であると考えています。そのため、本事業で実施しない場合でも、既に準備済であるこ

と又は本事業以外で準備することを審査いたしますので、申請様式に記入ください。

Q13：「地域の賑わいを創る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備に対する支援」の周辺環境の整備とはどこまでを指しますか？

A13：建造物と同一の敷地内の整備に係る費用となります。申請いただく際に位置関係が分かる地図等をご提出ください。

また、具体的な範囲について判断に迷う場合には、ご相談ください。

Q14：古民家等観光資源化支援事業（住宅局）が訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金に統合されたという認識でしょうか？

A14：はい。ご認識のとおりです。

Q15：民間事業者等が申請する場合、自己負担分の内、地方公共団体や地域金融機関等が負担軽減のために一部を補助することは可能でしょうか？

A15：はい、可能です。ただし、国費の補助部分と重複することがないようにご注意ください。

Q16：申請手続き等を行う上で、自治体における手続きや支援が必須となる箇所はありますか？

A16：必須となる箇所はございませんが、優先採択地域の要件となっている自治体等が指定する計画等もございますので、民間事業者等が申請される際はご協力頂けますと幸いです。

Q17：歴史的資源の活用用途について、範囲はありますか？

A17：宿泊、飲食、カフェ、物販やギャラリー等となります。具体的な範囲について判断に迷う場合には、ご相談ください。

Q18：「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進のための滞在環境整備」と「地域の賑わいを創る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備に対する支援」を同時に申請できますか？

A18：はい。どちらも同一補助金の支援メニューであるため、問題ございません。その際、申請書【様式1】は1枚、【様式2-1、2-2】はそれぞれご記入ください。

Q19：単体の古民家や町家等に対する補助は適用されますか？

A19：適用されます。しかし、本事業は歴史的資源を活用した観光まちづくりの一環であり、単体の古民家の改修が目的ではなく城や社寺、古民家等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、地域資源をフル活用した面的な高付加価値化を推進しつつ、歴史的建築物等の再建築、情緒ある景観や賑わいの再現等を目的としております。

Q20：提出書類の「収支計画」は公募要領4.（1）、（2）の支援メニューに申請する際に、どちらも必要でしょうか？ また「収支計画」は、どの程度、具体的に記載する必要がありますでしょうか？

A20：収支計画については、公募要領4.（2）「地域の賑わいを創る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備に対する支援」に申請する事業者のみ提出が必要です。
収支計画は、「営業損益」までを算出し、5～10年程度の収支計画を提出ください。